

国民年金だより



国民年金保険料の納め忘れがある皆様へ

年金制度が改正されました

年金額アップ・年金の受給資格を得られます

・後納制度を詳しく知りたい！

過去10年以内に国民年金保険料の納め忘れの期間のある方は、お申込みにより、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長(「後納制度」といいます)されます。

☞ 後納制度のメリット

- 2年以上前の保険料を納めることにより、
- ① 将来受け取る年金額が増額！
 - ② 年金の受給資格が得られる可能性があります！

不足していた期間を納めることにより…

年金受給なし



年金受給可能

1ヵ月分の後納保険料を納めることにより老齢基礎年金が増額される目安としては…

786,500円 ※平成24年度満額の年金額

≒ 1,638円(年額)増額

480ヵ月(40年×12ヵ月)

された年金額が毎年支給されます。

※延長される10年とは、納めようとする月前10年以内の期間です。
(例)平成14年10月の場合 → 平成24年10月末となります。

・ご利用いただける方

① 20歳以上60歳未満の方

10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間をお持ちの方

② 60歳以上65歳未満の方

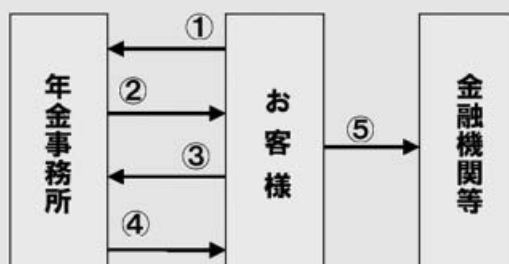
①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方

③ 65歳以上の方

年金受給資格がなく任意加入中の方など

※老齢基礎年金を受給している方はお申込みできません。

・お申込みから納めていただくまでの手順



- ① 申込書の送付依頼(日本年金機構HPからも取得できます)。
- ② 年金事務所から申込書が送付されます。
- ③ 申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出します。
・年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります。
- ④ 年金事務所において申込書の審査・承認などを行います。
・承認通知書、納付書、リーフレットを送付。
- ⑤ 納付書により金融機関・コンビニ等で納めてください。
・市区町村役場・年金事務所では納められません。